

京都市告示第 424 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等（同条第 2 号に規定する農業用水路等に限り、）の一部を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 3 月 17 日

京都市長 門 川 大 作

整理番号	路 線 名	起 終 点 点
1	大原水0098号	左京区大原大長瀬町112番地地先 左京区大原大長瀬町393番地地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)